

退職給付会計の考え方について

1. この資料の趣旨（目的）

我が国の退職給付会計基準の見直しを行うにあたっては、まず、退職給付会計をどのように考えるか、退職給付債務や退職給付費用が何を意味するのかについて理解することが必要である。具体的には、国際的な会計基準における、給付算定式に従った退職給付見込額に基づく考え方と我が国における考え方との間に、どのような相違があるのかについて理解することが考えられる。

なお、国際的な議論の中では、将来の昇給を織り込むべきではないという議論や、権利が未確定の部分を含めるべきではないという議論（「退職給付会計の見直しに関する論点の整理」（以下「論点整理」という。）における〔論点 1-1〕）、退職給付債務と年金資産を純額で表示すべきでないという議論（論点整理における〔論点 3-1〕）もあるが、これらの検討は国際的な議論の中でも当面行われないことから、ここでは含めていない。

2. 我が国での考え方

我が国での退職給付会計の考え方については、平成 10 年 6 月 16 日に企業会計審議会から公表された「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」（以下「意見書」という。）の中で示されている。

(1) 意見書の要約

- 意見書では、まず、退職給付は基本的に労働協約等に基づいて従業員が提供した労働の対価として支払われる賃金の後払いであるという考え方に立った上で、退職給付に係る会計処理については、将来の退職給付のうち当期の負担に属する額を当期の費用として引当金に繰り入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部に計上することが、（企業会計原則に基づく）基本的な会計処理の考え方である、としている。
- 将来の退職給付のうち当期の負担に属する金額の計算方法としては、退職時に見込まれる退職給付の総額について合理的な方法により各期の発生額を見積り、これを一定の割引率及び予想される退職時から現在までの期間に基づき現在価値額に割り引くこととしている。
- さらに、各期の退職給付の発生額を見積る方法としては、勤務期間を基準とする方法（期間定額基準）、全勤務期間における給与総支給額に対する各期の給与額の割合を基準とする方法（給与基準）、退職給付の支給倍率を基準とする方法（支給倍率基準）等が考えられるとし、労働の対価として退職給付の発生額を見積る

観点からは、勤務期間を基準とする方法が国際的にも合理的で簡便な方法であると考えられるとしている。

(2) 意見書の考え方の整理

意見書の考え方では、退職給付債務（及び勤務費用）について、（ア）退職時に見込まれる退職給付の総額を算定し、（イ）これに合理的な方法を適用して各期の発生額を見積る、という計算過程になっている。意見書はこの合理的な方法の候補として、期間定額基準、給与基準、支給倍率基準等を挙げている。

3. 国際財務報告基準での考え方

国際会計基準（IAS）第 19 号「従業員給付」（以下「IAS 第 19 号」という。）では、退職給付会計の考え方について、次のような記述がある。

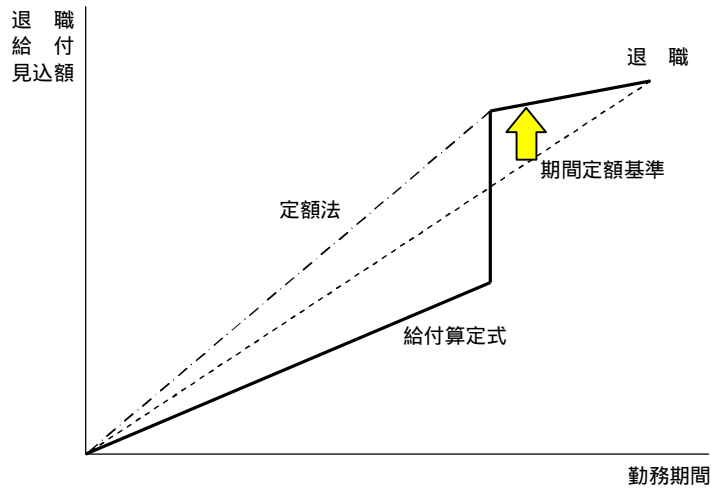
(1) IAS 第 19 号の要約

- IAS 第 19 号の本文では、保険数理上の技法を使用して、当期及び過去の期間の勤務の対価として従業員が得た給付について、信頼し得る見積りを求めることとしている。さらに、給付建債務の現在価値及び勤務費用の算定にあたり、予測単位積増方式¹を用いることを求めている（IAS 第 19 号第 50 項）²。具体的には、給付算定式に従った給付額の期間帰属を求めている（IAS 第 19 号第 67 項）。
- 給付算定式に従った給付額の期間帰属に関連し、IASC は当初、公開草案で、我が国と同様の期間定額基準を検討していた。しかし、公開草案に寄せられたコメント³を踏まえて検討した結果、1998 年に公表した最終基準では給付算定式に従う方法（給付算定式が著しく後加重の場合には、定額法。）に変更した（IAS 第 19 号結論の根拠 第 BC23 項から第 BC25 項）。

¹ 予測単位積増方式とは、勤務の比例配分による発生給付評価方式や給付 / 勤続年数方式としても知られている、という言及がある（IAS 第 19 号第 65 項）。この点については、後掲 4.(1)及び 6.の（参考）を参照。

² なお、IAS 第 19 号の結論の根拠 第 BC20 項では、発生給付評価方式のうち予測単位積増方式以外のものについては、その使用を認めない旨の記述がある。

³ 少数意見として、給付算定式に従うこと、または、退職給付債務を定額での帰属によって算定する場合には、給付算定式に基づく額までの負債の追加計上することが望ましいというコメントがあったとされている（次ページの矢印部分が該当すると考えられる。）。



- その一方で、IAS 第 19 号 結論の根拠 第 BC63 項から第 65 項では、(予測単位積増方式に基づいた) 退職給付債務が、制度を廃止した時点で生じる債務や確定給付債務よりも少ない場合であっても⁴、追加最小負債の計上は不要であると言及しており、その理由として、そうした追加計上は概念フレームワークの継続企業の前提及び負債の定義と矛盾するという点を挙げている。

(2) IAS 第 19 号の考え方の整理

IAS 第 19 号は、退職給付債務 (及び退職給付費用) の測定値としては、給付算定式に従って期間帰属されたもの (予測単位積増方式⁵) になるべきと判断をしている (定額法の記述を除く。これについては後掲 5 . 参照。)

4. 米国会計基準での考え方

米国財務会計基準書 (SFAS) 第 87 号「事業主の年金会計」(以下「SFAS 第 87 号」という。) では、退職給付債務の考え方について、次のような記述がある。

(1) SFAS 第 87 号の要約

- SFAS 第 87 号第 40 項では、給付算定式が期間帰属 (attribution) を示している範囲で、給付の期間帰属は、給付算定式に基づいて行うこととしている。
 - ✓ 各勤務年の給付を同様に定める (define benefits similarly for all years

⁴ 例えば、いわゆる拠出ベース約定に該当する制度 (ポイント制など) について、期待約定リターン < 割引率となる場合、給付算定式に従った DBO の測定値は確定給付債務を下回ることが考えられる (受給権が確定している場合) 。

⁵ IFRS でも米国会計基準でも、予測単位積増方式の内容は必ずしも明確にされている訳ではないと考えられるが、IAS 第 19 号第 65 項では、「予測単位積増方式は、勤務を提供する各期間を、給付の権利を得る追加的な単位を生じさせるものとみて、最終的な債務額を積み上げるために各単位を別個に測定する」と述べている。

of service) 給付算定式の制度⁶では、各勤務年に同じ額が帰属させるため、期間帰属は、「給付 / 勤続年数方式」(各勤務年に同額を割り当てる方式)である。

- ✓ 毎年の給付を同様に定めない給付算定式の制度(例えば、20 年までは最終給与の 1%、以降は最終給与の 1.5%を割り当てる)では、(例外的に)各勤務年に同額を割り当てない(SFAS 第 87 号脚注 8)。
- 結論の根拠 第 97 項では、退職給付費用と退職給付債務がどのように発生するかは制度の給付算定式に従うことが、最もレリバントで信頼し得ると言及し、第 134 項では、退職給付費用と退職給付債務の測定値は、それらの発生根拠である制度の規約(給付算定式)を反映すべきと記述している。
- 「給付 / 給与方式」(我が国での給与基準)については認めておらず、この方法では制度の規約の下で、費用がどのように生じるかについての表現の忠実性が、給付算定式に従った場合よりも劣るという言及をしている(第 135 項)。

(2) SFAS 第 87 号の考え方の整理

SFAS 第 87 号も IAS 第 19 号と同様に、当期の費用と退職給付債務の算定について、給付算定式に従って期間帰属されたもの(すなわち、多くの制度では「給付 / 勤続年数方式」)に基づいて行うこととしている。

5. IAS 第 19 号における定額法の考え方

IAS 第 19 号では、給付算定式が著しく後加重である場合に、定額法の使用を求めている(第 67 項)。こうした定額法の要請理由は、後加重となっている期間全体を通じての勤務が、期間の後期における高水準の給付をもたらしていると考えたためである(第 70 項)。

IAS 第 19 号の定額法は我が国の期間定額基準とは異なり、給付算定式を下回ることはないため、少なくとも給付算定式に従った額までは負債の追加計上が必要になるという考え方(脚注 3 参照)と、整合はしている。

6. 我が国と国際的な会計基準の比較

我が国と国際的な会計基準の基本的な考え方を比較した場合、我が国では、退職給付見込額を、何らかの合理的な方法によって各期の発生額として配分した結果として退職給付債務を算定するとしている。IAS 第 19 号も SFAS 第 87 号も、退職給付債務としては、給付算定式に従って給付を各期に帰属させた費用の累積額を負債としている⁷。

⁶ 米国の企業年金制度は一般的に、勤続中の各期間に対して、同条件で給付を付与する給付算定式を用いている。具体的には、給付単位は報酬の一定割合である場合が多い。

⁷ なお、2008 年に公表された IASB の DP では、本資料の冒頭に示した将来の昇給や権利未確定

(参考) 様々な制度と、期間帰属方法の関係

様々な制度と期間帰属方法の関係は、次のように整理できるのではないか。

	発生給付評価方式		
	給付算定式に従う	期間定額基準	給与基準
最終給与比例制度 (支給倍率)	(給付 / 支給倍率) 予測単位積増方式	給付 / 勤続年数 -	給付 / 給与 -
最終給与比例制度 (同様の定義の算定式)	給付 / 勤続年数 予測単位積増方式	給付 / 勤続年数 予測単位積増方式	給付 / 給与 -
全期間平均給与比例制度 (同様の定義の算定式)	給付 / 勤続年数 予測単位積増方式	給付 / 勤続年数 予測単位積増方式	給付 / 給与 単位積増方式
現在給与に基づく給付 算定式を有する制度	給付 / 給与 単位積増方式	給付 / 勤続年数 -	給付 / 給与 単位積増方式
定額給付制度	給付 / 勤続年数 単位積増方式	給付 / 勤続年数 単位積増方式	給付 / 給与 -

(注1) 上段は SFAS 第 87 号での表現、下段は予測単位積増方式 / 単位積増方式を示している。

(注2) 網掛け部分(最終給与比例制度 - 支給倍率)は我が国で一般的な制度。

(注3) ……米国で一般的な制度(SFAS 第 87 号第 40 項で言及があるもの)。ここでの「同様の定義の算定式」とは、例えば、「最終給与(又は全期間平均給与)の 3%を各期に帰属させる」といった、各勤務年の給付が一律の給付算定式を有するものを意図している。

(注4) ……予測単位積増方式でも、単位積増方式でもないもの。

なお、IASB の DP の中では、全期間平均給与比例制度と 現在給与に基づく給付算定式を有する制度は実質的に同じであり、いずれも拠出ベース約定に含めることが提案されていた⁸。

以上

の給付を負債の測定に織り込むことが、他の IFRS の負債概念と整合していないという問題意識を示している。

⁸ 仮に給与基準に基づけば、いずれの制度も将来昇給分を含まない測定、すなわち単位積増方式となる。